

千葉県保育ルーム事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、保育を必要とする児童が、良好な環境で保育されることを目的に、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の規定による認可を受けていない市内の保育施設を千葉市が千葉県保育ルームとして認定し、併せて予算の範囲内において千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、当該千葉県保育ルームの設置者等に対し助成金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 千葉県保育ルーム

法第35条第4項による認可を受けていない市内の施設のうち、第5条に定める要件を満たし、本市が認定した施設をいう。

(2) 千葉県保育ルーム（認可化移行型）

千葉県保育ルームのうち、第6条に定める要件を満たし、本市が認定した施設をいう。

(3) 保育を必要とする児童

子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）第19条、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年6月9日内閣府令第44号）第1条及び、千葉市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年3月31日千葉市規則第27号）第5条に規定する事由のいずれかに該当する児童をいう。（保護者が市内居住者に限る。）

(4) 保育の実施に伴う年齢基準日

第1号に定める千葉県保育ルームの認定を受けた施設については、保育が実施された日の属する月の初日とする。

第2号に定める千葉県保育ルーム（認可化移行型）の認定を受けた施設については、保育が実施された年度の初日の前日とする。

(5) 乳児及び幼児

乳児とは、年齢基準日において満1歳に満たない者をいい、幼児とは年齢基準日において満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

(6) 定員

申請時及び変更時に本市が認定した定員をいう。

(7) 常勤職員

1日6時間以上かつ月20日間以上勤務する職員をいう。

(千葉県保育ルーム事業内容)

第3条 千葉県保育ルームの事業は、次に掲げるとおりとする。

(1) 基本保育時間は、月曜日から土曜日までの午前8時から午後5時までとする。ただし、施設はこれ以外の時間帯において保育を行うことができる。

(2) 休園日は日曜日、祝日、12月29日から1月3日まで、とする。

(設置者の要件)

第4条 千葉市保育ルームの設置者は、個人、法人又は任意団体とする。ただし、職員の福利厚生を目的として設置している病院内及び企業内保育所、並びに他の機関から助成等を受けている施設は除く。

- 2 設置者が法人又は任意団体の場合は、代表者を置かなければならない。
- 3 設置者は千葉市保育ルームを運営するために必要な経営基盤を有しなければならない。
- 4 設置者は保育事業を安定的に実施できなければならない。
- 5 設置者等は社会的信用を有し、千葉市保育ルーム事業に関して不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があつてはならない。
- 6 設置者は千葉市保育ルーム認定申請に係る施設につき、認定申請日の属する年度の4月30日までに法第59条の2第1項による届出をし、翌年度4月1日現在において、1年以上の運営実績見込みを有する者でなければならない。
- 7 設置者は施設を設置するにあたり、利用者を限定せず、広く市民の利用に供しなければならない。
- 8 設置者は当該事業を第三者に委託してはならない。

(千葉市保育ルームの認定基準)

第5条 千葉市保育ルームの認定については、次の基準に照らし、それぞれの地域状況等を踏まえて審査することとする。

(1) 運営委員会

- ア 設置者は、事業の運営及び提供する保育内容等について利用者等から意見を聴取するため、運営委員会（以下「委員会」という。）を設置すること。
- イ 委員会の委員は6人以上とし、保育事業について知識経験を有する者、千葉市保育ルーム利用者及び施設長を含むものとする。ただし、委員は施設長を含め施設職員を3人以上含めないものとする。
- ウ 委員会の議決事項は、予算、決算、事業計画、事業報告その他重要事項とし、年2回以上開催し、議事録を整備すること。

(2) 保育室等の設備の基準

千葉市保育ルームの建物その他設備の規模等は、平成13年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」に規定するもののほか、次のとおりとする。

- ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）等の法令の基準を満たすものであること。
- イ 管理者（又は所有権者）及び居住している隣人等との間に保育ルーム事業についての承認が得られていること。

(3) 職員等

- ア 施設には、施設長、保育士又は看護師（准看護師を含む。以下同じ。）の資格を有する者（以下有資格者という。）を配置すること。
- イ 保育に従事する者の数は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年

厚生省令第63号。(以下「児童福祉設備運営基準」という。)第33条第2項に定める数以上であること。ただし、常時、保育に従事する者が、複数配置されていること。

ウ やむを得ず非常勤職員を充てる場合にあっては、その勤務時間を常勤職員に換算して上記イの保育に従事する者の人数を確保すること。

エ 保育に従事する者の概ね3分の1(保育に従事する者が2人の施設にあっては、1人)以上は、有資格者を配置すること。

オ 基本保育時間には、1人以上の有資格者の常勤職員が保育に従事すること。

カ 保育に従事する者は、保育所保育指針を理解する等の専門性の向上に努めること。

キ 保育に従事する者は、児童の人格や人権に十分配慮すること。

ク 保育に従事する者は、児童への虐待等不適切な養育が疑われる場合は、関係機関に連絡する体制をとること。

(4) 定員

定員は10人以上とする。

(5) 保育料

保育料については、軽減を図り、適切な額とすること。

(6) 保育内容

ア 児童の心身の発育や発達の状況に対応した保育を実施するとともに、保育内容は児童一人一人に配慮するとともに工夫した内容とすること。

イ 児童が安全で清潔な環境のもとに生活ができるよう十分配慮した内容とすること。

ウ 児童に必要な遊具及び保育用品等を備えること。

(7) 保護者等との連絡等

ア 千葉市保育ルームは保護者と連絡を取り合い、保護者の理解と協力を得られるようにするとともに、保護者の意向を考慮した保育を実施すること。

イ 千葉市保育ルームは保護者等に対し、施設の概要、保育内容、職員の状況、保育料等の事項を整備し、情報提供を行うこと。

(8) 給食等

ア 原則として、給食を実施すること。

イ 児童の年齢や発達等に配慮した給食内容とすること。

ウ 調理は、毎月あらかじめ作成した献立に従って実施すること。

エ 調理室、調理設備、食器等の衛生管理については適切に行うこと。

オ 食品の保存については、冷蔵庫を利用する等衛生上の配慮を行うこと。

(9) 児童及び職員の健康管理

ア 毎日、児童の健康状態を観察するとともに、保護者等に児童の健康状態について報告すること。

イ 児童の健康診断は、入所時を含め1年に2回実施すること。

ウ 千葉市保育ルームはかかりつけ医療機関との連携を図ること。

エ 保護者との緊急時の連絡体制をとること。

オ 職員の健康診断は、採用時を含め1年に1回実施すること。また、調理に携わる職員は概ね月1回、それ以外の配膳に携わる職員は概ね3か月に1回検便を実施す

ること。

カ 保育に必要な医薬品その他の医療品を備えること。

(10) 帳簿類の整備等

ア 職員の状況及び児童の処遇並びにその他施設の管理規程等についての帳簿を整備すること。

イ 千葉市保育ルーム事業による財産、収支状況等を明らかにするため「社会福祉法人の経理規定準則」に準拠した内容の帳簿を整備すること。

ウ 設置者は、千葉市保育ルーム事業の助成金及び保護者負担金等の収入により、適正な事業運営を行うこと。

エ 千葉市保育ルームは、施設賠償責任保険に加入し、その写しを市長に提出すること。

(千葉市保育ルーム（認可化移行型）の認定基準)

第6条 千葉市保育ルーム（認可化移行型）の認定については、前条に定める基準を満たした上で、さらに、次の各号に掲げる基準を満たすものとする。

- (1) 市長が定める期日までに認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業又は家庭的保育事業への移行（以下「認可化移行」という。）を希望していること。
- (2) 施設の設備が認可化移行までに、当該施設が目指す移行先の基準を満たす見込みがあること。
なお、移行先の基準は別表中「3 設備基準」による。
- (3) 職員の配置は、別表中「1 基本助成」の「認可化移行型（1）ランク」、「認可化移行型（2）ランク」又は「認可化移行型（3）ランク」に定める職員配置要件を満たすこと。
- (4) 認可化移行に係る次の事項が明確であること。
 - ア 移行目標時期
 - イ 認可化移行に向けての取り組むべき課題
 - ウ 前記イの課題に対する具体的な活動計画の検討内容

(千葉市保育ルームの認定手続き)

第7条 第5条に定める千葉市保育ルームの認定を受けようとする設置者は、市長が指定する申請期間中に千葉市保育ルーム事業認定申請書（様式第1号）及び関係書類を市長に提出するものとする。なお、市長は設置者に対し、必要に応じて施設の現地調査を実施することができる。

- 2 市長は、前項の申請があった場合、第5条の認定要件に適合するか審査し、適合すると認めるときは、千葉市保育ルーム事業認定書（様式第2-1号）を、適合しなかった場合は、千葉市保育ルーム事業不承認通知書（様式第3-1号）を設置者に対して交付するものとする。なお、認定の有効期間は認定した日の属する年度の末日までとする。

(千葉市保育ルーム（認可化移行型）の認定手続き)

第8条 すでに前条に規定する認定保育施設の認定を受けており、第6条に定める千葉市保育ルーム（認可化移行型）の認定を受けようとする設置者は、市長が指定する申請期間中に、認可化移行計画書（様式第22号-1又は様式第22号-2）及び関係書類を

市長に提出するものとする。なお、市長は設置者に対し、必要に応じて施設の現地調査を実施することができる。

2 市長は、前項の認可化移行計画書の提出があった場合、第6条の認定要件に適合するか審査し、適合すると認めたときは、千葉県保育ルーム（認可化移行型）事業認定書（様式第2-2号）を、適合しなかった場合は、千葉県保育ルーム（認可化移行型）事業不承認通知書（様式第3-2号）を設置者に対して交付するものとする。なお、認定の有効期間は認定した日の属する年度の末日までとする。ただし、前条の規定により翌年度の千葉県保育ルームの認定を受けた場合は、翌年度の千葉県保育ルーム（認可化移行型）の認定を受けたものとみなす。

3 千葉県保育ルームではない施設が千葉県保育ルーム（認可化移行型）の認定を受けようとする場合は、市長が指定する申請期間中に千葉県保育ルーム事業認定申請書（様式第1号）及び認可化移行計画書（様式第22号-1又は様式第22号-2）を同時に提出してそれぞれの認定を受けることができるものとする。

（千葉県保育ルームの廃止又は休止）

第9条 千葉県保育ルームを廃止又は休止しようとする設置者は、少なくとも1か月以上前に千葉県保育ルーム事業廃止・休止申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（認定事項の変更）

第10条 設置者は、千葉県保育ルーム事業認定申請書（様式第1号）又は認可化移行計画書（様式第22号）の内容について変更する場合は、市長に対し協議の上、事前に千葉県保育ルーム事業認定内容変更申請書（様式第5号又は様式第22号-3）を提出しなければならない。なお、市長は設置者に対し、必要に応じて施設の現地調査を実施することができる。

2 対象児童に係る保育料の増額は、その額が増額する前の額に10分の1を乗じて得た額を超えない範囲に限り行うことができるものとする。この場合において、設置者は、あらかじめ6か月以上の期間を設け、対象児童の保護者に対し、当該増額について周知しなければならない。ただし、別表中「2 基本助成以外」の地方単独保育施設加算を実施することで、保育料増額前に比して利用者の保育料負担額が増加しない場合には、あらかじめ6か月以上の周知期間を設けず、保育料の変更を行うことができるものとする。

3 市長は、前項の申請を承認する場合は、千葉県保育ルーム事業内容変更承認通知書（様式第6号）を、承認しない場合は、千葉県保育ルーム事業内容変更不承認通知書（様式第7号）により、設置者に対して通知するものとする。

（市への報告義務）

第11条 設置者は、児童を保育するにあたり、事故等が発生した場合、速やかに事故連絡票（様式第8号）により市長に報告しなければならない。また、事故後3日以内に事故報告書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(認定の取消し)

第12条 市長は、次のいずれかに該当した場合は、保育ルーム及び保育ルーム（認可化移行型）の認定を取消することができる。

- (1) この要綱の認定内容等に違反した場合
- (2) 虚偽の申請及び請求が判明した場合
- (3) 本市の監査指導における指摘・改善等に応じない場合
- (4) 認可化移行に向けての活動が実施されていないと認められる場合（千葉市保育ルーム（認可化移行型）に限る。）
- (5) その他認定の取消しが適当であると認められる場合

2 市長は、認定を取消したときは、設置者に対し千葉市保育ルーム事業認定取消通知書（様式第10-1号）、千葉市保育ルーム（認可化移行型）の認定の場合、千葉市保育ルーム事業認定取消通知書（様式第10-2号）により、通知するものとする。

(認可化移行の中止)

第13条 設置者は認可化移行を中止しようとするときは、中止しようとする日の3か月前までに、中止を希望する理由について市長と協議した上で千葉市保育ルーム（認可化移行型）事業認可化移行中止申請書（様式第20号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、千葉市保育ルーム（認可化移行型）事業認可化移行中止承認通知書（様式第21号）により、当該申請者に通知するものとする。

(助成金の対象等)

第14条 助成金の区分、助成金額、対象児童及び助成の時期等は、別表のとおりとする。

(助成金の交付申請)

第15条 助成金の交付手続きを行う場合は、次の各号によるものとする。

- (1) 設置者は助成金の申請をしようとするときは、千葉市保育ルーム事業助成金交付申請書（様式第11号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- (2) 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、当該申請を審査し、交付決定をしたときは、千葉市保育ルーム事業助成金交付決定通知書（様式第12号）を、不交付の決定をしたときは、千葉市保育ルーム事業助成金不交付決定通知書（様式第13号）を、設置者に通知するものとする。
- (3) 市長は、前項の規定による交付決定額の範囲内において、第17条の規定による助成金の額の確定前に分割払いすることができるものとする。
- (4) 助成金の交付決定額の算出に係る基準数値の変更により、助成金の交付決定の変更が生じた場合、設置者は千葉市保育ルーム事業助成金変更交付申請書（様式第15号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- (5) 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、当該申請を審査し、変更決定をしたときは、千葉市保育ルーム事業助成金変更交付決定通知書（様式第16号）を、設置者に通知するものとする。

(実績報告)

第16条 設置者は、助成金事業の実績報告をしようとするときは、助成金の交付を受けた年度終了後又は事業完了後速やかに、千葉県保育ルーム事業助成金実績報告書(様式第17号)に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(額の確定通知)

第17条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは事業内容を審査し、額の確定をしたときは、千葉県保育ルーム事業助成金額確定通知書(様式第18号)により、設置者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第18条 前条の規定による通知を受けた設置者が、助成金の交付を受けようとするときは、千葉県保育ルーム事業助成金請求書(様式第14号)を市長に提出するものとする。
2 第15条第1項第3号の規定により額の確定前に分割して助成金の交付を受けようとする設置者は、第15条第1項第2号の規定による交付決定の通知を受けたときは、千葉県保育ルーム事業助成金分割払い請求書(様式第23号)に必要な書類を添付して市長に提出するものとする。

(助成金の返還)

第19条 市長は、設置者が第12条1項の各号のいずれかに該当したとき、又は第13条の規定により認可化移行を中止したとき、千葉県保育ルーム事業助成金返還命令書(様式第19号)により、助成金の一部又は全部の返還を命ずることとする。ただし、特段の理由がある場合は、この限りではない。

(書類の整備)

第20条 設置者は、助成金と事業にかかる予算及び決算の内容を明らかにした調書を作成し、これを事業完了後10年間保存しておかななければならない。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、千葉県保育ルーム事業の実施に関し必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第4条第6項の改正規定は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月5日から施行し、7月9日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年3月10日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年9月29日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月10日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年3月1日から施行する。

別 表

1 基本助成

区 分	助 成 金 額	目指す移行先	職員配置要件	内容・助成の時期等
認可化移行型を 除く	3歳未満児 44,000円 3歳以上児 14,000円 (児童1人月額)	-	児童福祉施設設備運営 基準第33条を満たす	<p>1 内容 対象児童の保育料の軽減、保育ルームに従事する職員の人件費、児童のための保育材料費等に使用するための助成。</p> <p>2 助成の方法 在籍する対象児童数に応じて助成する。</p> <p>3 助成の時期 事業完了後、補助金額を確定して支払うものとする。ただし、交付決定額の範囲内において、事業完了前に概算払いすることができる。</p>
認可化移行型 (1) ランク	0歳児 107,000円 1,2歳児 57,000円 3歳児 22,000円 4歳以上児 18,000円 (児童1人月額)	認可保育所又は 認定こども園	児童福祉施設設備運営 基準第33条を満たす	
		小規模保育事業A型	家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号。以下「家庭的保育事業等設備運営基準」という。)第29条を満たす	
		保育所型 事業所内保育事業	家庭的保育事業等設備運営基準第44条を満たす	
認可移行型 (2) ランク	0歳児 89,000円 1,2歳児 48,000円 3歳児 18,000円 4歳以上児 15,000円 (児童1人月額)	認可保育所又は 認定こども園	保育士又は看護師等が、児童福祉施設設備運営基準第33条第2項に規定する保育士数の6割以上	
		小規模保育事業A型	保育士又は看護師等が、家庭的保育事業等設備運営基準第29条第2項に規定する保育士数の6割以上	
		小規模保育事業B型	保育士または看護師等が、家庭的保育事業等設備運営基準第31条を満たす	
		保育所型 事業所内保育事業	保育士または看護師等が、家庭的保育事業等設備運営基準第44条第2項に規定する保育士数の6割以上	
		小規模型 事業所内保育事業	保育士または看護師等が、家庭的保育事業等設備運営基準第47条を満たす	

認可移行型 (3) ランク	0歳児 72,000円 1,2歳児 44,000円 3歳児 15,000円 4歳以上児 14,000円 (児童1人月額)	認可保育所又は 認定こども園	保育士または看護師等 が、児童福祉施設設備運 営基準第33条第2項に規 定する保育士数の1/3以 上
		小規模保育事業A型	保育士または看護師等 が、家庭的保育事業等設 備運営基準第29条第2項 に規定する保育士数の 1/3以上
		小規模保育事業B型	保育士または看護師等 が、家庭的保育事業等設 備運営基準第31条の2項 にかかわらず保育従事 者数の1/3以上の保育士 数
		保育所型 事業所内保育事業	保育士または看護師等 が、家庭的保育事業等設 備運営基準第44条第2項 に規定する保育士数の 1/3以上
		小規模型 事業所内保育事業	保育士または看護師等 が、家庭的保育事業等設 備運営基準第47条第2項 にかかわらず保育従事 者数の1/3以上の保育士
		家庭的保育事業	家庭的保育事業等設備 運営基準第23条を満た す
		小規模保育事業C型	家庭的保育事業等設備 運営基準第34条を満た す

2 基本助成以外

区 分	助成金額	内 容	助成の時期等
第2子以降 保育料軽減助成	10,000円 (児童2人目以降 児童1人月額)	同一世帯で2人以上の対象児童が、同一の保育ルームを利用する場合で、かつ、その世帯の負担する保育料を助成額以上に軽減する場合に保護者負担を軽減するための助成。ただし、3歳以上児(満3歳の誕生日を迎えてから最初の3月31日までの間の児童を除く。以下同じ。)及び子ども・子育て支援法第30条の4第3号に規定する子ども(以下「新3号認定児童」という。)を除く。	1 助成の方法 月初日に在籍する児童数に応じて助成する。 2 助成の時期 事業完了後、補助金額を確定して支払うものとする。ただし、交付決定額の範囲内において、事業完了前に概算払いすることができる。
児童健康診断費 助成	3,000円 (児童1人年額)	対象児童の健康診断に使用するための助成。助成額の合計と実際に要した額の合計(千円未満切捨)を比較し、少ない方の額を助成する。	1 助成の方法 対象児童数(職員数)に応じて助成する。なお、それぞれの助成は年1回限りとする。 2 助成の時期 事業完了後、補助金額を確定して支払うものとする。
職員健康診断費 等助成	4,000円 (職員1人年額)	保育ルームに従事する職員の健康診断・検便等に使用するための助成。助成額の合計と実際に要した額の合計(千円未満切捨)を比較し、少ない方の額を助成する。	1 助成の方法 対象児童数(職員数)に応じて助成する。なお、それぞれの助成は年1回限りとする。 2 助成の時期 事業完了後、補助金額を確定して支払うものとする。
賠償責任保険料 等助成	3,000円 (児童1人年額)	賠償責任保険及び傷害保険等に使用するための助成。助成額の合計と実際に要した額の合計(千円未満切捨)を比較し、少ない方の額を助成する。	1 助成の方法 対象児童数(職員数)に応じて助成する。なお、それぞれの助成は年1回限りとする。 2 助成の時期 事業完了後、補助金額を確定して支払うものとする。
保育の質の 向上のための 研修事業費助成	14,000円 (施設年額)	保育ルームに従事する職員の保育の専門性向上を目的とした研修に使用するための助成。実際に要した額の合計(千円未満切捨)を比較し、少ない方の額を助成する。	1 助成の方法 保育の質の向上のための研修に係る以下の経費を助成する。(負担金、旅費、委託料、賃金、報償費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料、賃借料) 2 助成の時期 事業完了後、補助金額を確定して支払うものとする

<p>求職中世帯 保育料軽減助成</p>	<p>認可保育所保育料階層区分</p> <p>A階層 46,000円</p> <p>B～C階層 40,000円</p> <p>D1～D3階層 30,000円</p> <p>D4階層 20,000円</p> <p>D5階層 10,000円</p>	<p>下記の要件を満たす対象児童の保育料を軽減した場合、実際に軽減した額を助成する。</p> <p>※補助金額と実際の保育料を比べて低い方の額を助成。なお、3歳以上児及び新3号認定児童については補助金額から施設等利用費（子ども・子育て支援法第30条の11に規定する施設等利用費をいう。以下同じ。）を除いた額とする。</p> <p>1、求職活動を理由に認可保育所の申し込みをしたが、入所不承諾となった。</p> <p>2、求職活動を理由として、新規に利用する。</p> <p>3、認可保育所の保育料階層区分が「D5階層」以下である。</p>	<p>1 助成の方法 補助額を上限として、実際に軽減した額を助成する。</p> <p>2 助成の時期 事業完了後、補助金額を確定して支払うものとする。ただし、交付決定額の範囲内において、事業完了前に概算払いすることができる。</p>
<p>地方単独 保育施設加算</p>	<p>20,000円 (児童1人月額)</p>	<p>対象児童の保育料の減額に充てるための助成。</p> <p>1 3歳以上児については、対象施設の3歳以上児の平均利用者負担額から①に掲げる額を控除して得た額又は20,000円のいずれか低い額を加算額とする。</p> <p>① 対象施設の3歳以上児に係る施設等利用費の総額を対象施設の3歳以上児の数で除して得た額</p> <p>2 3歳未満児（3歳の誕生日を迎えてから最初の3月31日までの間の児童を含む。以下同じ。）のうち新3号認定児童については、対象施設の3歳未満児の平均利用者負担額から①に掲げる額を控除して得た額又は20,000円のいずれか低い額を加算額とする。</p> <p>① 対象施設の新3号認定児童に</p>	<p>1 助成の方法 在籍する対象児童数に応じて助成する。</p> <p>2 助成の時期 事業完了後、補助金額を確定して支払うものとする。ただし、交付決定額の範囲内において、事業完了前に概算払いすることができる。</p>

		係る施設等利用費の総額を 対象施設の新3号認定児童の 数で除して得た額 3 3歳未満児のうち新3号認 定児童以外の児童については、対 象施設の3歳未満児の平均利用 者負担額から①に掲げる額を控 除して得た額又は20,000円のい ずれか低い額を加算額とする。 ① 当該市町村における認可 保育所の3歳未満児の平均利 用者負担額	
--	--	--	--

・ 助成金の対象児童

(1) 対象児童は、次の要件を満たしているものとする。

ア 子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）第19条、子ども・子育て支援法施行規則第1条及び、千葉市子ども・子育て支援法施行要綱第2条に規定する支給要件のいずれかに該当する小学校就学前の児童であること。

イ 月の初日に在籍し、その月に64時間以上の利用があること。ただし、月の途中において入所もしくは退所する児童については、利用時間が前文に規定する時間に相当すると認められる場合は補助対象とすることができる。この場合、基本助成は日割り計算を行う。

ウ 幼稚園その他の施設に入所していないこと。

(2) 対象児童数は、一施設あたり59人までとする。ただし、認可化移行型についてはこの限りでない。

・ 基本助成の日割り額については、次の算式により算定した額とする。

(1) 月途中入所児童

年齢区分ごとの単価×その月の月途中入所日からの開所日数（25日を超える場合は25日）÷25日

(2) 月途中退所児童

年齢区分ごとの単価×その月の月途中退所日の前日までの開所日数（25日を超える場合は25日）÷25日

※10円未満は切り捨てとする。

・ 地方単独保育施設加算の算出にあたって用いる、平均利用者負担額について、年度途中で保育料の変更があった場合の算出方法は、次の算式により算定する。

変更前平均×経過月/12+変更月平均利用者負担額×残りの月数/12

※10円未満は切り捨てとする。

・ 地方単独保育施設加算の日割り額については、次の算式により算定した額とする。

(1) 月途中入所児童

千葉市における認可保育所の保育料と対象施設との保育料の差（上限20,000円）×その月の月途中入所日からの開所日数（25日を超える場合は25日）÷25日

(2) 月途中退所児童

千葉県における認可保育所の保育料と対象施設との保育料の差（上限20,000円）×その月の月途中退所日の前日までの開所日数（25日を超える場合は25日）÷25日

※10円未満は切り捨てとする。

3 設備基準

目指す移行先	設備基準
認可保育所又は 認定こども園	児童福祉設備運営基準第32条
小規模保育事業A型	家庭的保育事業等設備運営基準第28条
小規模保育事業B型	家庭的保育事業等設備運営基準第32条により準用する同基準第28条
小規模保育事業C型	家庭的保育事業等設備運営基準第33条
保育所型 事業所内保育事業	家庭的保育事業等設備運営基準第43条
小規模型 事業所内保育事業	家庭的保育事業等設備運営基準第48条により準用する同基準第28条
家庭的保育事業	家庭的保育事業等設備運営基準第22条

様式第1号

千葉市保育ルーム事業認定申請書

年 月 日

(あて先)千葉市長

住 所
法 人 名
代 表 者
(施設名

⑩
)

千葉市保育ルームとして認定を受けたいので、千葉市保育ルーム事業実施要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

事業計画書

施設名: _____

1 施設・設置主体等

施設	名称			
	所在地	〒		
	電話番号・FAX番号	TEL	FAX	
	Eメールアドレス			
	施設長名			
	開設年月日	年	月	
設置主体	種別	個人 ・ 法人 ・ 任意団体		
	設置者			
	所在地			
	代表者氏名			
	他に経営している保育施設	無 ・ 有 (名称: _____) 認可 ・ 認可外 ・ 千葉県保育ルーム		

※設置者の履歴書を添付すること

2 設備構造等

構造	鉄筋 ・ 鉄骨 ・ 簡易耐火 ・ 木造 ・ その他(_____)			
種類	雑居ビル ・ 集合住宅 ・ 個人住宅 ・ 専用建物 ・ その他(_____)			
所属階	階建ての 階			
所有関係	土地	自己所有		
		賃貸 (賃料 _____ 円/月) (賃借期間 _____ 年 _____ 月 ~ _____ 年 _____ 月)		
	建物	自己所有		
		賃貸 (賃料 _____ 円/月) (賃借期間 _____ 年 _____ 月 ~ _____ 年 _____ 月)		
保育室	乳児室	(所属階) _____ 階	・ (部屋数) _____ 部屋	・ (面積) _____ m ²
	幼児室	(所属階) _____ 階	・ (部屋数) _____ 部屋	・ (面積) _____ m ²
	計		(部屋数) _____ 部屋	・ (面積) _____ m ²

施設の設備について

乳児室と保育室が別室である。同室の場合は、フェンス等で明確に仕切られている。 適 ・ 不適

便所には専用の手洗い設備が設けられている。 適 ・ 不適

保育室を2階以上に設ける場合

認可外保育施設指導監督基準の基準を全て満たしている。 適 ・ 不適

開所時間	通常開所時間	時間外開所時間	備考
平日	: ~ :	: ~ :	
土曜日	: ~ :	: ~ :	
日・祭日	: ~ :	: ~ :	

3 経営状況(過去3期間の決算状況) ※設置者の経営状況を記入すること。

	決算期	売上	純利益	繰越利益	借入残	返済金額	債務超過
1	年 月	千円	千円	千円		千円	である ・ でない
2	年 月	千円	千円	千円		千円	である ・ でない
3	年 月	千円	千円	千円		千円	である ・ でない

施設名： _____

4 定員・児童受入状況(年 月 日現在)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳以上児	合計
定 員							
対象児童定員							
対 象 児 童 数							
対象外児童数							

※「定員」は、施設の定員を記入すること。

※「対象児童定員」は、保育ルーム認定時における対象児童の上限を記入すること。

※「定員」及び「対象児童定員」は、0歳児と1歳以上児に分けてを記入すること。

※「対象児童数」は、千葉市在住の保育を必要とする児童の受入状況を記入すること。

5 計画定員

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳以上児	合計
定 員							

※来年度認定時の定員を記入すること。

6-1 保育ルーム職員配置計画(対象児童数 人/月)

	保育従事者				調理員		その他		計
	常 勤		パート		常勤	パート	常勤	パート	
	有資格	無資格	有資格	無資格					
計 画									
確保済									

※保育ルームに携わる職員を記入すること。

※「常勤」とは1日6時間以上かつ月20日の勤務をする職員をさす。

※「有資格」とは、保育士、看護師又は准看護師の資格を有する者をさす。

6-2 計画通り職員を配置した場合に満たすランク

ランク	計画する移行先	満たす有資格者の割合	該当
(1)	認可保育所または認定こども園	認可保育所または認定こども園の10割	
	小規模保育事業A型	小規模保育事業A型の10割	
	保育所型事業所内保育事業	保育所型事業所内保育事業の10割	
(2)	認可保育所または認定こども園	認可保育所または認定こども園の6割	
	小規模保育事業A型	小規模保育事業A型の6割	
	保育所型事業所内保育事業	保育所型事業所内保育事業の6割	
	小規模保育事業B型	小規模保育事業B型の10割	
	小規模型事業所内保育事業	小規模型事業所内保育事業の10割	
(3)	認可保育所または認定こども園	認可保育所または認定こども園の1/3	
	小規模保育事業A型	小規模保育事業A型の1/3	
	小規模保育事業B型	保育従事者の1/3	
	保育所型事業所内保育事業	保育所型事業所内保育事業の1/3	
	小規模型事業所内保育事業	保育従事者の1/3	
	家庭的保育事業	家庭的保育事業の10割	
	小規模保育事業C型	小規模保育事業C型の10割	

施設名: _____

7 認定された場合の年間予算 (対象児童数 人/月)

収 入		支 出	
保護者負担金	()千円	人件費	()千円
助成金	()千円	保育材料費	()千円
その他収入	()千円	健康診断料	()千円
(内訳)	()千円	施設賠償責任保険料	()千円
		その他支出	()千円
			()千円
合 計	()千円	合 計	()千円

※()内については、認定されない場合の収入・支出額を記載すること。

0

0

8 保護者負担(基本的に保護者負担は保育料のみとする。) (年 月 日時点)

保育料(1か月)		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳以上児
一般児童	A						
対象児童	B						
対象児童兄弟割引後	C						

入園料()円

9 保護者負担

※認定された場合に予定している月額保育料を記入してください。(年 月 日時点)

保育料(1か月)		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳以上児
一般児童	A						
対象児童(兄弟以外)	B						
対象減額差額	A-B	-	-	-	-	-	-
対象児童兄弟割引後	C						
兄弟割引額	B-C	-	-	-	-	-	-

・入園料 ()円

・兄弟割引について

誰を ()例:上の子

どのように()例:半額、1万円引き

※月曜日から土曜日の8:00~17:00の保育料を記入すること。

※給食費等は保育料に含めること。

※「対象児童」とは、千葉市在住の保育を必要とする児童をさす。

※保育料表を添付すること。

施設名: _____

10 給食

給食の実施	実施・未実施	調理方法	施設で調理・外部に委託
離乳食の実施	実施・未実施		
献立表の有無	有(月毎、毎週)・無	献立表の配布	有・無・施設で掲示

11 衛生管理

児童の健康診断	施設負担(年 回予定)・個人負担(年 回予定)・無
職員の健康診断	施設負担(年 回予定)・個人負担(年 回予定)・無
職員の検便	調理員(年 回予定)・保育従事者(年 回予定)・無

12 施設賠償責任保険加入状況

対人賠償	万円	対物賠償	万円	保険料(年額)	万円
------	----	------	----	---------	----

※保険契約書の写しを添付すること

13 その他

消防計画	有(届出済・未届)・無	防火管理者	()
------	-------------	-------	-----

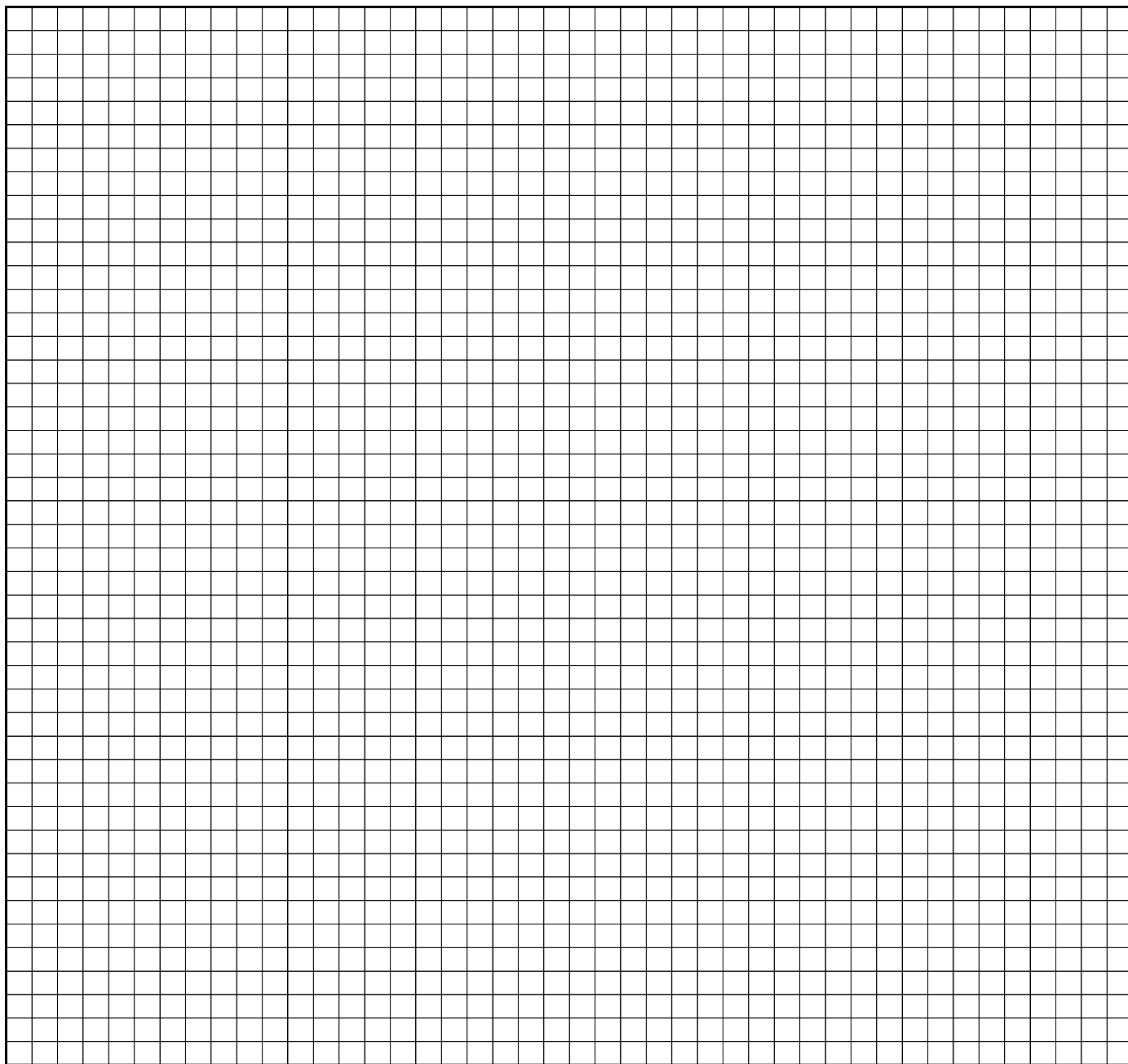
14 苦情解決相談窓口

担当職員の氏名		連絡先	
---------	--	-----	--

施設平面図及び位置図

施設名: _____

1 施設平面図 (別紙の図面でも可)



※部屋毎に乳児室、幼児室の区分、各面積を記入すること。

※災害関係設備を明記すること。(消火器・非常口・火災報知器・煙感知器・放送設備・暖房器具)

2 位置図 (別紙の図面等でも可)



※施設の位置が把握できるように、周辺の目印となる建物などを具体的に記入すること。

運営委員会名簿

施設名: _____

役職名	氏名	年齢	職業	施設との関係

※「役職名」欄には、運営委員会における役職を記入すること。

※「施設との関係」欄には、「施設長」「利用者」等、施設との関係がわかるよう記入すること。

職員状況調書

施設名: _____

1 保育ルーム職員

年 月 日現在

職種	氏名	年齢	資格	採用年月日	勤務形態
			保育士・看護師・准看護師 その他()		平日 : ~ : 土曜 : ~ :
			保育士・看護師・准看護師 その他()		平日 : ~ : 土曜 : ~ :
			保育士・看護師・准看護師 その他()		平日 : ~ : 土曜 : ~ :
			保育士・看護師・准看護師 その他()		平日 : ~ : 土曜 : ~ :
			保育士・看護師・准看護師 その他()		平日 : ~ : 土曜 : ~ :
			保育士・看護師・准看護師 その他()		平日 : ~ : 土曜 : ~ :
			保育士・看護師・准看護師 その他()		平日 : ~ : 土曜 : ~ :
			保育士・看護師・准看護師 その他()		平日 : ~ : 土曜 : ~ :
			保育士・看護師・准看護師 その他()		平日 : ~ : 土曜 : ~ :
			保育士・看護師・准看護師 その他()		平日 : ~ : 土曜 : ~ :
			保育士・看護師・准看護師 その他()		平日 : ~ : 土曜 : ~ :
			保育士・看護師・准看護師 その他()		平日 : ~ : 土曜 : ~ :
			保育士・看護師・准看護師 その他()		平日 : ~ : 土曜 : ~ :
			保育士・看護師・准看護師 その他()		平日 : ~ : 土曜 : ~ :
			保育士・看護師・准看護師 その他()		平日 : ~ : 土曜 : ~ :
			保育士・看護師・准看護師 その他()		平日 : ~ : 土曜 : ~ :
			保育士・看護師・准看護師 その他()		平日 : ~ : 土曜 : ~ :

※保育ルームに携わる全職員を記入すること。(職員のシフト表を添付すること。)

※有資格者については、資格証明書の写しを添付すること。

※「職種」欄には常勤、パートの別についても記載すること。

(例:常勤保育士、パート保育士、常勤調理、パート調理 等)

2 その他の職員(施設における上記以外の職員)

常勤	有資格者	無資格者	パート	有資格者	無資格者

※該当する欄に人数を記入すること。

住所
法人名
代表者 様

千葉市保育ルーム事業認定書

年 月 日付けの申請につきまして、次のとおり認定が決定しましたので、
千葉市保育ルーム事業実施要綱第7条第2項の規定により、通知します。

年 月 日

千葉市長



施設所在地	
施設名	
代表者名	
認定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
基本助成のランク	

住所
法人名
代表者 様

千葉市保育ルーム（認可化移行型）事業認定書

年 月 日付で提出のあった、認可化移行計画書につきまして、次のとおり認定が決定しましたので、千葉市保育ルーム事業実施要綱第8条第2項の規定により、通知します。

年 月 日

千葉市長 印

施設所在地	
施設名	
代表者名	
移行予定施設及び 移行予定時期	

住所
法人名
代表者 様

千葉市保育ルーム事業不承認通知書

年 月 日付けの申請につきまして、次の理由により不承認と決定しましたので、千葉市保育ルーム事業実施要綱第7条第2項の規定により、通知します。

年 月 日

千葉市長



施設名	
不承認の理由	

住所
法人名
代表者 様

千葉市保育ルーム（認可移行型）事業不承認通知書

年 月 日付で認可化移行計画書の提出があった、千葉市保育ルーム（認可化移行型）の認定につきまして、次の理由により不承認と決定しましたので、千葉市保育ルーム事業実施要綱第8条第2項の規定により、通知します。

年 月 日

千葉市長



施設名	
不承認の理由	

様式第4号

千葉県保育ルーム事業廃止・休止申請書

年 月 日

(あて先) 千葉県長

住所
法人名
代表者



このたび、次の理由により千葉県保育ルームを廃止又は休止したいので、千葉県保育ルーム事業実施要綱第9条の規定により、次のとおり申請します。

施設名	
廃止又は休止年月日	
廃止又は休止の理由	

千葉県保育ルーム事業認定内容変更申請書

年 月 日

(あて先) 千葉県長

住所
法人名
代表者



このたび、次の理由により認定内容を変更しますので、千葉県保育ルーム事業実施要綱第10条第1項の規定により、次のとおり申請します。

施設名	
変更内容	
変更の理由	
変更年月日	年 月 日

住所
法人名
代表者 様

千葉市保育ルーム事業内容変更承認通知書

年 月 日付けの申請につきまして、次のとおり承認が決定しましたので、千葉市保育ルーム事業実施要綱第10条第2項の規定により、通知します。

年 月 日

千葉市長 

施設所在地	
施設名	
代表者名	
変更内容	
認定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで

住所
法人名
代表者 様

千葉市保育ルーム事業内容変更不承認通知書

年 月 日付けの申請につきまして、次の理由により不承認と決定しましたので、千葉市保育ルーム事業実施要綱第10条第2項の規定により、通知します。

年 月 日

千葉市長



施設名	
不承認の理由	

事 故 連 絡 票

施設名		連絡者	職	
			氏名	

事 故 状 況

児 童 名		生年月日	年	月	日
		年齢	満	歳	
発生年月日	平成	年	月	日	曜日
発生場所と状況					
怪我の程度					
病院での処置	・病院名 ・処 置 (1) レントゲン撮影 有 無 (2) 針縫合 (3) 骨折・捻挫 (4) その他 ・指導事項 ・次回の受診予定 なし ・入 院 有 無				

※ 即日ファックス又は電話で連絡してください。

幼保運営課 ファックス番号 245-5894

電話番号(助成班) 245-5729

なお、これに基づき事故報告書を3日以内に提出して下さい。

様式第9号

年 月 日

幼保運営課長様

施設名

施設長名

印

保育中・保育施設外における児童の事故報告書

				医療機関名		医療機関への付き添職員名及び職名	
				傷病名			
				医療機関での処置			
				医師の指示事項 (診断事項等)			
児童名		年齢		男・女	保護者への対応 (事情説明内容等)		
保護者名							
発生年月日	年 月 日 曜日 時 分頃				説明者及び職名		
発生場所							
傷病の状況				当日夜の様子			
当日の子どもの状態							
発生の状況(具体的に詳記のこと)		発生場所略図と職員の位置		その後の経過			
発生当初の保育施設での処置(応急処置)				他の子への指導・配慮			
				後処理 職員への指導			
				施設・設備の対策			
				その他			

住所
法人名
代表者 様

千葉市保育ルーム事業認定取消通知書

年 月 日付で認定いたしました千葉市保育ルームにつきまして、次の理由により認定を取消しましたので、千葉市保育ルーム事業実施要綱第12条第2項の規定により、通知します。

年 月 日

千葉市長



施設名	
取消の理由	

住所
法人名
代表者 様

千葉市保育ルーム（認可化移行型）事業認定取消通知書

年 月 日付けで認定いたしました千葉市保育ルーム（認可化移行型）の認定につきまして、次の理由により認定を取消しましたので、千葉市保育ルーム事業実施要綱第12条第2項の規定により、通知します。

年 月 日

千葉市長



施設名	
取消の理由	

千葉県保育ルーム事業助成金交付申請書

年 月 日

(あて先) 千葉県長

住所
 法人名
 代表者 (印)
 (施設名)

年度千葉県保育ルーム事業助成金の交付を受けたいので、千葉県保育ルーム事業実施要綱第 1 5 条第 1 号の規定により、次のとおり申請します。

金 円

[内訳]

項 目	助 成 金 額
基本助成	円
第 2 子以降保育料軽減助成	円
児童健康診断費助成	円
職員健康診断費等助成	円
賠償責任保険料等助成	円
保育の質の向上のための 研修事業費助成	円
求職中世帯保育料軽減助成	円
地方単独保育施設加算	円
合 計	円
算出基礎	別紙 千葉県保育ルーム事業助成金算出内訳書

別紙 千葉市保育ルーム事業助成金算出内訳書

項目	年齢	助成対象数	助成単価	計
基本助成 (認可化移行型 を除く)	3歳 未満児	人	円	円
	3歳 以上児	人	円	円
基本助成 (認可化移行型)	0歳児	人	円	円
	1, 2歳 児	人	円	円
	3歳児	人	円	円
	4歳 以上児	人	円	円
項目		助成対象数	助成単価	計
第2子以降保育料軽減助成		人	円	円
児童健康診断費助成		人	円	円
職員健康診断費等助成		人	円	円
賠償責任保険料等助成		人	円	円
保育の質の向上のための 研修事業費助成				円
求職中世帯保育料 軽減助成				円
項目	年齢	助成対象数	助成単価	計
地方単独保育施設 加算	3歳以上	人	円	円
	3歳未満 課税 世帯	人	円	円
	3歳未満 非課税 世帯	人	円	円
合 計				円

住所
 法人名
 代表者 様
 (施設名)

千葉市保育ルーム事業助成金交付決定通知書

年 月 日に申請のありました助成金につきまして次のとおり決定したので、
 千葉市保育ルーム事業実施要綱第15条第2号の規定により、通知します。

年 月 日

千葉市長 印

金 円

[内訳]

項 目	助 成 金 額
基本助成	円
第2子以降保育料軽減助成	円
児童健康診断費助成	円
職員健康診断費等助成	円
賠償責任保険料等助成	円
保育の質の向上のための 研修事業費助成	円
求職中世帯保育料軽減助成	円
地方単独保育施設加算	円
合 計	円
交付予定時期	年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月

住所
法人名
代表者 様

千葉市保育ルーム事業助成金不交付決定通知書

年 月 日に申請のありました助成金につきまして、次の理由により不交付と決定しましたので、千葉市保育ルーム事業実施要綱第15条第2号の規定により、通知します。

年 月 日

千葉市長



施設名	
不交付理由	

千葉県保育ルーム事業助成金請求書

(あて先) 千葉県長

住所
 法人名
 代表者
 (施設名) 印

年 月 日付千葉県達こ保運第 号 により確定した助成金について、
 千葉県保育ルーム事業実施要綱第18条第1項の規定により、次のとおり請求します。

金 円

[内訳]

項目	確定額	既交付額	今回の交付請求額
基本助成	円	円	円
第2子以降保育料軽減助成	円	円	円
児童健康診断費助成	円	円	円
職員健康診断費助成	円	円	円
賠償責任保険料等助成	円	円	円
保育の質の向上のための 研修費助成	円	円	円
求職中世帯保育料軽減助成	円	円	円
地方単独保育施設加算	円	円	円
合計	円	円	円

千葉市保育ルーム事業助成金変更交付申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

住所
 法人名
 代表者 (印)
 (施設名)

年 月 日付け千葉市指令 第 号により交付決定のあった千葉市保育
 ルーム事業助成金について、次のとおり交付決定額を変更されたく、千葉市保育ルーム事
 業実施要綱第15条第4号の規定により、申請します。

変更交付申請額 金 円

[内訳]

項 目	変更後助成金所要額	既 交 付 決 定 額	差 引 所 要 額
基本助成	円	円	円
第2子以降保育料 軽減助成	円	円	円
児童健康診断費助成	円	円	円
職員健康診断費等助成	円	円	円
賠償責任保険料等助成	円	円	円
保育の質の向上のための 研修事業費助成	円	円	円
求職中世帯保育料 軽減助成	円	円	円
地方単独保育施設加算	円	円	円
合 計	円	円	円
変 更 理 由			
算出基礎	別紙 千葉市保育ルーム事業助成金算出内訳書		

別紙 千葉市保育ルーム事業助成金算出内訳書

項目	年齢	助成対象数	助成単価	計
基本助成 (認可化移行型 を除く)	3歳 未満児	人	円	円
	3歳 以上児	人	円	円
基本助成 (認可化移行型)	0歳児	人	円	円
	1, 2歳 児	人	円	円
	3歳児	人	円	円
	4歳 以上児	人	円	円
項目				計
第2子以降保育料軽減助成				円
児童健康診断費助成				円
職員健康診断費等助成				円
賠償責任保険料等助成				円
保育の質の向上のための研修事業費助成				円
求職中世帯保育料軽減助成				円
地方単独保育施設加算				円
合計				円

住所
 法人名
 代表者 様
 (施設名)

千葉市保育ルーム事業助成金変更交付決定通知書

年 月 日に交付決定変更申請のありました助成金につきまして次のとおり
 交付決定の変更をしたので、千葉市保育ルーム事業実施要綱第15条第5号の規定により、
 通知します。

年 月 日

千葉市長 印

変更交付決定額 金 円

[内訳]

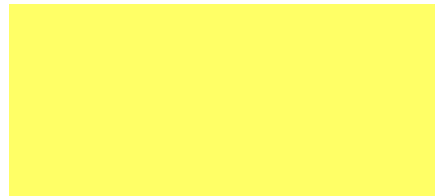
項 目	変更後交付決定額	変更前交付決定額	差 引 所 要 額
基本助成	円	円	円
第2子以降保育料 軽減助成	円	円	円
児童健康診断費助成	円	円	円
職員健康診断費等助成	円	円	円
賠償責任保険料等助成	円	円	円
保育の質の向上のための 研修事業費助成	円	円	円
求職中世帯保育料 軽減助成	円	円	円
地方単独保育施設加算	円	円	円
合 計	円	円	円

千葉県保育ルーム事業助成金実績報告書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

所在地
法人名
代表者
(施設名



印)

年度千葉県保育ルーム事業につきまして、千葉県保育ルーム事業実施要綱第16条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり実績報告します。

(提出資料)

- 1 施設の概況
- 2 入所児童数等の状況
- 3 児童・職員の健康診断の状況
- 4 給食業務・衛生管理の状況
- 5 保育ルーム担当職員の勤務形態の状況
- 6 月別人件費の支出状況
- 7 保育ルーム担当職員の本俸等の状況
- 8 保育ルーム担当職員の手当等の状況
- 9 会計経理について
- 10 収支計算書
- 11 助成金について
- 12 預かり金について

(添付資料)

- 1 残高証明書(金融機関が発行したもの)
- 2 領収書(保育ルーム助成金による支出分)
- 3 当該年度事業報告書
- 4 翌年度事業計画書
- 5 保育ルーム運営委員名簿
- 6 運営委員会議事録の写し
(開催日・会場・議題・議決事項・出席者の氏名が記載され押印がされているもの)

1 施設の概況

年 月 日現在

施設名	開設年月日		年 月 日			
所在地	千葉県保育ルーム認定日		年 月 日			
電話番号	対象児童定員		乳児(0歳児) (名)			
設置者 (代表者)	(個人・法人・任意団体)	※助成対象児童 の入所定員を 記入する。	幼児(1歳以上児) (名)			
所在地			合計 (名)			
電話番号	保育室面積		乳児(0歳児) (m ²)			
開園時間	平日 :	※保育ルームに 使用している 面積を記入す る。	幼児(1歳以上児) (m ²)			
	土曜 :		合計 (m ²)			
	日曜・休日 :					
休園日						
土地	所有者 : 賃借人 : 所有者と賃借人の関係 : 契約期間 : 賃料月額 : 面積 : m ²	建物	所有者 : 賃借人 : 所有者と賃借人の関係 : 契約期間 : 賃料月額 : 円 面積 : m ²			
建物構造等	(鉄筋・鉄骨・簡易耐火・木造・その他 ()) (一戸建て・集合住宅・商業ビル・その他 ()) () 階建ての () 階					
設備	トイレ : 有 (大人用 か所、子供用 か所)、 無 沐浴設備 : 有・無					
保育料	月極保育料(給食費含む。助成金対象児童の8:00~17:00の保育料を記入する。)					
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	入園料 : (円) 延長保育料 : 1時間 (円)					
	その他:(保護者負担、独自の減免等)					
保育料納付時期	月末に当月分・月末に翌月分・その他()					
保育料納付方法	現金・口座振替・振り込み・その他()					
入所手続	・入所時確認事項 <input type="checkbox"/> 名前・生年月 <input type="checkbox"/> 保護者名・住所 <input type="checkbox"/> 保護者勤務先 <input type="checkbox"/> 保育時間 <input type="checkbox"/> 保育料 <input type="checkbox"/> 保育開始日 <input type="checkbox"/> 健康保険証写し <input type="checkbox"/> その他()		退所手続	・退所時確認事項 <input type="checkbox"/> 退所理由 <input type="checkbox"/> 退所希望日 <input type="checkbox"/> その他()		
	・月途中入所の場合の日割 <input type="checkbox"/> 有(方法 : 登園日/月の開園日(平日))			・月途中退所の場合の日割 <input type="checkbox"/> 有(方法 :) <input type="checkbox"/> 無		

2 入所児童数等の状況

施設名 ()

	児童数(人)						計	避難訓練実績 ※記録簿(有・無) ※実施日及び内容を記入すること。	施設休園日 (日曜・祝日・12/29～1/3除く)	
	対象児童				対象外児童				休園日数	理由
	0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳児以上	未満児	以上児				
4月										
5月										
6月										
7月										
8月										
9月										
10月										
11月										
12月										
1月										
2月										
3月										
計								今年度の開園日数 ()日		

※基本助成の対象人数と一致する

3 児童・職員の健康診断の状況

(児童は年2回、職員は年1回受検必要)

区分	実施年月日	実施人数	実施機関名 (保健所、病院等)	健康診断料		診断結果による異常の有無
				一人当たり	計	
児童	年 月 日	実施人数 対象者数	人 人		円 円	
	年 月 日	実施人数 対象者数	人 人		円 円	
	年 月 日	実施人数 対象者数	人 人		円 円	
職員	働き初めの初月に各自で行っている為	実施人数	人		円 円	
	年 月 日	実施人数	人		円 円	

4 給食業務・衛生管理の状況

項目	状況
給食の実施状況	①給食実施日数 ()日 (施設調理・外注弁当) 一食 ()円
給食担当者の構成	①常勤栄養士 ()人、②調理員 ()人 ③パート調理員等 ()人
検食の実施	①検食の保存 (有・無) ②検食物 (調理済食品・原材料) ③保存期間 ()日 ④保存場所 () ⑤保存量 ()g
その他	①発注書の保管 () ②献立表の作成 (保護者に配布・施設に掲示)

5 保育ルーム担当職員の勤務形態の状況(平日)

施設名 ()

(年 月 日現在)

時間帯			7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	勤務時間帯等					
利用児童数 (人)	3歳未満児																勤務の 曜日	始業 時刻	終業 時刻	勤務時間		
	3歳以上児																			実働	休憩	合計
保育従事職員数(人)																	曜日	時:分	時:分	時間:分	時間:分	時間:分
氏名	常・パ	資格																		時間:分	時間:分	時間:分
	常・パ	有・無																:	:	:	:	:
	常・パ	有・無																:	:	:	:	:
	常・パ	有・無																:	:	:	:	:
	常・パ	有・無																:	:	:	:	:
	常・パ	有・無																:	:	:	:	:
	常・パ	有・無																:	:	:	:	:
	常・パ	有・無																:	:	:	:	:
	常・パ	有・無																:	:	:	:	:
	常・パ	有・無																:	:	:	:	:
	常・パ	有・無																:	:	:	:	:
	常・パ	有・無																:	:	:	:	:

(第4面)

- (1) 保育ルーム担当職員のみ記入すること。
- (2) 3月の最も平均的な日を選んで記入すること。
- (3) 保育従事者は実際に従事した者のみ記入すること。
- (4) 児童数は実際の登園状況を時間帯に合わせて記入すること。
- (5) 「常」は常勤職員、「パ」はパート職員をさす。

6 月別人件費の支出状況(保育ルーム担当職員の人件費) 施設名 ()

単位:円

	職員給料	職員諸手当(常勤職員の諸手当)						賃金	法定福利費	その他	人件費合計
	常勤職員の本俸	扶養手当	通勤手当	住居手当	期末手当	その他手当	諸手当小計	パート職員の 人件費等	社会保険料 労働保険等		
4月							0				0
5月							0				0
6月							0				0
7月							0				0
8月							0				0
9月							0				0
10月							0				0
11月							0				0
12月							0				0
1月							0				0
2月							0				0
3月							0				0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0

(第5面)

(1) 人件費合計の計を、対象児童及び対象外児童数の割合により按分し、収支計算書の各勘定科目に転記
 (2) パート職員の諸手当は、賃金の中に入れて記入すること。

法定福利費を除いた人件費合計	0
----------------	---

8 保育ルーム担当職員の手当等の状況

施設名 ()

単位:円

職種	氏名	①給料	②職員諸手当(常勤職員の諸手当)				③賃金	④計	当該年度の 年間支給額 (4月~6月) ④×月数	当該年度 支給の 期末手当	社会保険加入状況 (加入のものに○)		
		常勤職員 の本俸	扶養手当	通勤手当	住居手当	その他 手当	パート職員 の人件費等				健康 保険	厚生 年金	雇用 保険
施設長								0	0				
常保								0	0				
								0	0				
								0	0				
								0	0				
								0	0				
								0	0				
								0	0				
								0	0				
								0	0				
計									0	0			
合計									0				

(第7面)

- (1) 職種欄は、「施設長」「常保」「常補」「パ保」「パ補」「パ栄」等の要領で記入すること。
- (2) 当該年度の年間支給額の計と当該年度支給の期末手当の計を合わせた額は、「6 月別人件費の支出状況」の法定福利費を除いた人件費合計と合わせること。
- (3) パート職員の諸手当は、賃金の中に含めて記入すること。

10 収支計算書

施設名 ()

自 年月日

※別紙の『用語の説明について』を参照して記載してください。

至 年月日

児童按分率()%・時間按分率()%

(単位:円)

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
人件費支出	(0)	助成金収入	(0)
01職員給料		01基本助成	
02職員諸手当		02第2子以降保育料軽減助成	
03賃金(パート職員)		03児童健康診断費助成	
04法定福利費		04職員健康診断費助成	
		05賠償責任保険料等助成	
		06保育の質の向上のため の研修事業費助成	
事務費支出	(0)	07求職中世帯保育料軽減助成	
01福利厚生費			
02旅費交通費			
03研修費			
04消耗品費		保護者負担金収入	(0)
05備品費		01保育料収入	
06印刷製本費			
07会議費			
08手数料			
09損害保険料		寄付金収入	(0)
10借料損料		01設置者寄付金	
11雑費		02保護者寄付金	
事業費支出	(0)		
01給食費		雑収入	(0)
02保健衛生費		01雑収入	
03保育材料費		02実費弁償収入	
04水道光熱費		03職員給食費収入	
05炊具食器費			
06雑費			
預かり金	(0)	預かり金	(0)
01地方単独保育施設加算		01地方単独保育施設加算	
当期繰越金	(0)	前期繰越金	(0)
01当期繰越金		01前期繰越金	0
合計	0	合計	0

※()内には、各科目の小計を記入すること。

11 助成金について

1 基本助成について

(1) 助成金による収 (0) 円・・・基本助成額

① 保育ルーム(認可化移行型を除く)

3歳未満児 () 人 × 44,000円 = (0) 円

3歳以上児 () 人 × 14,000円 = (0) 円

② 保育ルーム(認可化移行型)

0歳児 () 人 × 72,000円 = (0) 円

1・2歳児 () 人 × 44,000円 = (0) 円

3歳児 () 人 × 15,000円 = (0) 円

4歳児以上 () 人 × 14,000円 = (0) 円

(2) 支出 (0) 円・・・①～④の合計を記入

① 保育料の軽減分

	0歳児	1,2歳児	3歳児	4歳以上
4月～6月の児童数(人)A				
対象児童の保育料軽減額B				
月初日在籍児童軽減分 A×B	0	0	0	0
月途中入退所児童軽減分				
軽減分合計	0			

② 人件費 () 円

③ 保育材料費 () 円

④ その他 () 円

2 第2子以降保育料軽減助成について

(1) 収入(助成金収入)

助成額合計	¥0	対象児童数() 人 × 10,000円
-------	----	----------------------

(2) 支出(保育料軽減)

	0歳児	1、2歳児	3歳児	4歳以上
月～月の該当児童数(人)				
軽減額合計	0	0	0	0

施設名()

3 求職中世帯保育料軽減助成について

収入(求職中世帯保育料軽減助成額の合計)

助成額合計	0
-------	---

支出(求職中世帯軽減額)

保育料軽減額合計	0
----------	---

4 児童健康診断費助成について

助成額合計(A)	0	対象児童数()人×3,000円
実際に要した額(B)	0	対象児童数分の領収書の写しを添付すること。
請求額	0	(A)と(B)を比較し少ない方の額

5 職員健康診断費等助成について

助成額合計(A)	0	対象職員数()人×4,000円
実際に要した額(B)	0	対象職員数分の領収書の写しを添付すること。
請求額	0	(A)と(B)を比較し少ない方の額

6 賠償責任保険料等助成について

助成額合計(A)	0	対象児童数()人×3,000円
実際に要した額(B)	0	対象児童数分の領収書の写しを添付すること。
請求額	0	(A)と(B)を比較し少ない方の額

7 保育の質の向上のための研修事業費助成について

助成額合計(A)	14,000	上限14,000円
実際に要した額(B)	0	研修に関する領収書の写し等を添付すること。
請求額	0	(A)と(B)を比較し少ない方の額

12 預かり金について

・地方単独保育施設加算

認可との差額(上限2万円)				
	0歳児	1、2歳児	3歳児	4歳以上
月～月の該当児童数				
金額				

(注)1 基本助成については、収入と支出の合計が同じになるように記入すること。

2 児童健康診断費助成、職員健康診断費等助成、賠償責任保険料等助成、保育の質の向上のための研修費事業費助成は一部補助のため、不足の部分については、保育料等からの支出になる。

(この表には、助成金から支出した金額を記入すること)

(第12面)

施設名()

年度事業報告書

年 月 日 作成

月日	内容

※施設内容(施設改修・設備変更等)、保育内容(日常の保育内容とは別に、特別に実施した保育内容等)など
主な内容について記入すること。

日常の保育内容については、各施設の作成しているものを添付してください。

(第13面)

施設名()
年度事業計画書

年 月 日 作成

月日	内容

※施設内容(施設改修・設備変更等)、保育内容(日常の保育内容とは別に、特別に実施予定の保育内容等)など主な内容について記入すること。

(第14面)

施設名()

保育ルーム運営委員名簿

年 月 日 作成

役職名	氏名	年齢	職業	施設との関係
運営委員長				
会計監査				

(1)「役職名」欄には、運営委員会における役職を記入すること。

(2)「施設との関係」欄には、「施設長」「利用者」等、施設との関係がわかるよう記入すること。

保育の質の向上のための研修事業実績報告書(外部研修参加用)

施設名()

	実施日 (期間)	研修名	研修 概要	実施 場所 (最寄駅)	参加者		経費							
							参加費	旅費(交通費)				代替職員に係る経費		
								氏名	職種	金額	出発地等	交通機関	内訳	金額
1														
2														
3														
4														
計							0円	0円					0円	
												合計(参加費、教材費、旅費、代替職員費)		0円

(第16面)

保育の質の向上のための研修事業実績報告書(内部研修開催用)

施設名()

NO	研修実施日 (期間)	実施場所	研修名	研修概要	参加人数(人)		経費	
					保育士	その他	金額	内訳
1								
2								
3								
4								
計							0円	

住所
法人名
代表者 様
(施設名)

千葉市保育ルーム事業助成金額確定通知書

年 月 日付け千葉市保育ルーム事業助成金実績報告書により、 年度
千葉市保育ルーム事業助成金額を次のとおり確定したので、千葉市保育ルーム事業実施要綱
第17条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



金 円

[内訳]

項 目	確 定 額
基本助成	円
第2子以降保育料軽減助成	円
児童健康診断費助成	円
職員健康診断費等助成	円
賠償責任保険料等助成	円
保育の質の向上のための 研修事業費助成	円
求職中世帯保育料軽減助成	円
地方単独保育施設加算	円
合 計	円

住所
法人名
代表者 様

千葉市保育ルーム事業助成金返還命令書

年度に交付した千葉市保育ルーム事業助成金につきましては、次のとおり返還を決定しましたので、千葉市保育ルーム事業実施要綱第19条の規定により、通知します。

年 月 日

千葉市長



施設名	
返還金額	
返還理由	

千葉県保育ルーム（認可化移行型）事業認可化移行中止申請書

年 月 日

（あて先）千葉県長

住 所
法人名
代表者

印

このたび、次の理由により千葉県保育ルーム（認可化移行型）事業認可化移行を中止したいので、千葉県保育ルーム事業実施要綱第13条第1項の規定により、次のとおり申請します

施 設 名	
中止希望年月日	年 月 日
中止を希望する理由	
運営委員会での協議事項、保護者説明、児童の処遇、補助金の精算等について	

住 所
法人名
代表者 様

千葉市保育ルーム（認可化移行型）事業認可化移行中止承認通知書

年 月 日付けの申請につきまして、次の理由により不承認と決定しましたので、千葉市保育ルーム事業実施要綱第13条第2項の規定により、通知します。

年 月 日

千葉市長



施 設 名	
中止年月日	年 月 日
備 考	

(あて先)千 葉 市 長

(提出者)住 所
 法人名
 代表者
 (施設名 印)

認可化移行計画書の提出について

____年 月 日までに認可保育所又は認定こども園に移行したく以下の通りに認可化移行計画書を提出します。

認可化移行計画書			
施設名称	区分(該当する施設にチェックを入れてください) <input type="checkbox"/> 先取りプロジェクト認定保育施設 <input type="checkbox"/> 保育ルーム 名称	所在地	〒 千葉市 区 TEL: () FAX: () Mail:

1 設置者等

設置主体	A:個人 B:法人 (名称:) 主たる事業: C:任意団体 (名称:)	代表者職・氏名 設置主体の所在地	住所 TEL: () FAX: ()
------	--	-------------------------	--

2 認可保育所又は認定こども園への移行時期について

移行時期について	____年 月
引越し予定	有 ・ 無
施設種別	保育所 ・ 認定こども園
満たすランク	

3 設備構造等 課題あり

構造	RC・鉄骨・簡易耐火・木造・その他()		築年月	年 月
種類	商業ビル・集合住宅・一戸建て・その他()		所属階	階 (階建て)
建物	自己所有・賃貸(賃料 月額 円)(賃借期間 年 月 ~ 年 月)			
当該主要用途			延床面積	m ²
保育室	保育室の階数	室数	面積(有効)	確認事項等
	0, 1歳児 階	室	m ²	○乳児室と保育室の区画 有 ・ 無
	2~5歳児 階	室	m ²	○保育室と調理室の区画 有 ・ 無
	計	室	m ²	○便所と保育室等との区画 有 ・ 無 ○幼児用便器 有(個) ・ 無 ○沐浴設備 有 ・ 無 ○調理室 (m ²)
○建築関係の証明書 最新の確認済証 有 ・ 無 検査済証 有 ・ 無				
○敷地内の屋外遊戯場 有 ・ 無 ⇒無の場合、最もよく利用する公園と園からの直線距離()公園、()m 児童が歩いて()分				

※保育室の面積は、現況の保育室を内のりで計測した面積を記入してください。

※当該主要用途は最新の確認済証に記載されています。(「保育所」など)

※「無」が○になった場合(「敷地内の屋外遊戯場」は、定員60人以上の施設において「無」に○が付いた場合に限る)は「 課題あり」にチェックを入れてください。

4 非常災害に対する措置 課題あり

施設現況(該当する設備にチェックしてください。保育室が1階のみの施設は記入不要です。)	
2階	1 <input type="checkbox"/> 準耐火建築物(イ) <input type="checkbox"/> 耐火建築物 ※どちらかにチェックしてください。
	2 <input type="checkbox"/> 屋内階段 (箇所) <input type="checkbox"/> 屋外階段 (箇所) <input type="checkbox"/> 屋外傾斜路(耐火・準耐火)
	3 <input type="checkbox"/> その他避難器具(具体名:)
	4 <input type="checkbox"/> 児童の出入り・通行する場所に転落防止設備
3階以上	5 <input type="checkbox"/> 調理室とそれ以外の部分が耐火構造の床もしくは壁または特定防火設備で区画
	6 <input type="checkbox"/> 調理室に自動式スプリンクラー等または調理器具に自動消火装置及び調理室内に延焼防止装置
	7 <input type="checkbox"/> 保育室の壁・天井の仕上げが不燃材料
	8 <input type="checkbox"/> 非常警報器具または非常警報設備
	9 <input type="checkbox"/> カーテン・敷物・建具が防炎処理済み

※保育室が3階以上の場合は、「2階」と「3階以上」の両項目の設備についてチェックしてください。保育室が2階の場合は「2階」の項目のみチェックしてください。

※保育室の階数に応じて設備基準が違います。

※対象となる階数に保育室が配置されていて、各項目にチェックが記入されない場合は「 課題あり」にチェックを入れてください。ただし、項目1については2階の場合はどちらか一方、3階以上の場合は「耐火建築物」にチェックが入っていれば「 課題あり」にチェックは不要です。

5 給食提供等(現状の提供方法を選択してください) 課題あり

3歳未満児	職員による調理 ・ 委託 ・ 外部搬入
3歳以上児	職員による調理 ・ 委託 ・ 外部搬入

※3歳未満児が外部搬入の場合、「 課題あり」にチェックしてください。

6 近隣の施設状況について 課題あり

近隣100m以内に下記施設	有 ・ 無
対象施設	キャバレー、社交飲食店、ナイトクラブ、ダンスホール、麻雀屋、パチンコ屋等

近隣200m以内に下記施設	有 ・ 無
対象施設	個室付き浴場、個室マッサージ、ストリップ、ラブホテル、アダルトショップ等

※「有」が○になった場合は「 課題あり」にチェックを入れてください。

7 定員及び必要面積について 課題あり

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
現定員	人	人	人	人	人	人	人
計商定員	人	人	人	人	人	人	人
保育室面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
保育室必要面積	m ²					m ²	m ²
屋外遊戯場面積(定員60名以上の施設)						m ²	
屋外遊戯場必要面積(定員60名以上の施設)						m ²	

※計商定員は保育面積や保育士の配置等を考慮した上で、認可後の年齢別計画人数を記入してください。

※保育室面積は、現況の保育室を内りて計測した面積を記入してください。

※保育室の必要面積は計商定員数に0, 1歳児は3.3m²、2～5歳児は1.98m²を乗じて算出してください。

※屋外遊戯場の必要面積は2～5歳児の計商定員数に3.3m²を乗じて算出してください。(定員60名以上の施設)

※保育室面積が必要面積より少ない場合は「 課題あり」にチェックを入れてください。

※屋外遊戯場面積が必要面積より少ない場合は「 課題あり」にチェックを入れてください。(定員60名以上の施設)

※最終的な認可基準は検討中です。

8 職員配置計画 課題あり

	保育従事者		調理員	嘱託医	計
	有資格者	その他			
現状職員数	人	人	人	人	人
計画職員数	人	人	人	人	人

※計画職員数の有資格者の欄には計商定員に対して必要となる保育士の人数を記入してください。なお、認可保育所移行のための現状の必要な保育士の人数は下記となります。

※職員のスィフト表及び資格証の写しを添付してください。

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
配置基準	3対1	5対1		20対1	30対1	

(年齢区分別に小数点1桁(小数点2桁以下切り捨て)目までを算出し、その合計の端数(小数点1桁)を四捨五入)

※現状職員数が計画職員数より少ない場合は「 課題あり」にチェックを入れてください。

※最終的な認可基準は検討中です。

必要面積及び必要な保育士数の計算 例)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
計商定員	3人	4人	5人	6人	6人	6人

0, 1歳児必要面積算定 $7人 \times 3.3 m^2 = 23.1 m^2$

2, 3, 4, 5歳児必要面積算定 $23人 \times 1.98 m^2 = 45.54 m^2$

保育士数 $3人 \div 3 = 1(0歳児)$ $9人 \div 5 = 1.8(1, 2歳児)$

$6人 \div 20 = 0.3(3歳児)$ $12人 \div 30 = 0.4(4, 5歳児)$

合計: $1 + 1.8 + 0.3 + 0.4 = 3.5 \rightarrow$ 小数点1桁を四捨五入 $\rightarrow 4$

必要保育士数 4人

9 認可保育所への移行に係る課題、課題への対応、対応予定時期

※前項各項目「 課題あり」にチェックを入れた項目及びその他に課題がある場合に記載してください。

課題	課題への対応	対応予定時期
(1)設備構造等		
(2)非常災害に対する措置		
(3)給食提供等		
(4)近隣の施設状況について		
(5)定員及び必要面積について		
(6)職員配置計画		
(7)その他		

(あて先)千 葉 市 長

(提出者)住 所

法人名

代表者

印

(施設名

)

認可化移行計画書の提出について

年 月 日までに小規模保育事業(A型 ・ B型)に移行したく以下の通りに認可化移行計画書を提出します。

認可化移行計画書			
施設名称	区分(該当する施設にチェックを入れてください) <input type="checkbox"/> 先取りプロジェクト認定保育施設 <input type="checkbox"/> 保育ルーム 名称	所在地	〒 千葉市 区 TEL: () FAX: () Mail:

1 設置者等

設置主体	A:個人 B:法人 (名称:) 主たる事業:	代表者職・氏名	
	C:任意団体 (名称:) D:個人	設置主体の所在地	住所 TEL: () FAX: ()

2 小規模保育事業への移行時期について

移行時期について	— 年 月
引越し予定	有 ・ 無
満たすランク	

3 設備構造等 課題あり

構造	RC・鉄骨・簡易耐火・木造・その他()		築年月	_____年 月
種類	商業ビル・集合住宅・一戸建て・その他()		所属階	階 (階建て)
建物	自己所有・賃貸(賃料 月額 _____円)(賃借期間 _____年 _____月 ~ _____年 _____月)			
当該主要用途			延床面積	_____㎡
保育室	保育室の階数	室数	面積(有効)	確認事項等
	0, 1歳児 階	室	㎡	○乳児室と保育室の区画 有 ・ 無
	2歳児 階	室	㎡	○保育室と調理室の区画 有 ・ 無
	計	室	㎡	○便所と保育室等との区画 有 ・ 無 ○幼児用便器 有(個) ・ 無 ○沐浴設備 有 ・ 無 ○調理室 (_____㎡)
○建築関係の証明書 最新の確認済証 有 ・ 無 検査済証 有 ・ 無				
○敷地内の屋外遊戯場 有 ・ 無 ⇒無の場合、最もよく利用する公園と園からの直線距離()公園、()m 児童が歩いて()分 トイレ 有 ・ 無				

※保育室の面積は、現況の保育室を内のみで計測した面積を記入してください。

※当該主要用途は最新の確認済証に記載されています。(「保育所」など)

4 非常災害に対する措置 課題あり

施設現況(該当する設備にチェックしてください。保育室が1階のみの施設は記入不要です。)	
2階	1 <input type="checkbox"/> 準耐火建築物(イ又はロ) <input type="checkbox"/> 耐火建築物 ※どちらかにチェックしてください。
	2 <input type="checkbox"/> 屋内階段 (_____か所) <input type="checkbox"/> 屋外階段 (_____か所) <input type="checkbox"/> 屋外傾斜路(耐火・準耐火)
	3 <input type="checkbox"/> その他避難器具(具体名: _____)
	4 <input type="checkbox"/> 児童の出入り・通行する場所に転落防止設備
3階以上	5 <input type="checkbox"/> 調理室とそれ以外の部分が耐火構造の床もしくは壁または特定防火設備で区画
	6 <input type="checkbox"/> 調理室に自動式スプリンクラー等または調理器具に自動消火装置及び調理室内に延焼防止装置
	7 <input type="checkbox"/> 保育室の壁・天井の仕上げが不燃材料
	8 <input type="checkbox"/> 非常警報器具または非常警報設備
	9 <input type="checkbox"/> カーテン・敷物・建具が防災処理済み

※保育室が3階以上の場合は、「2階」と「3階以上」の両項目の設備についてチェックしてください。保育室が2階の場合は「2階」の項目のみチェックしてください。

※保育室の階数に応じて設備基準が違います。

※対象となる階数に保育室が配置されていて、各項目にチェックが記入されない場合は「 課題あり」にチェックを入れてください。ただし、項目1については2階の場合はどちらか一方、3階以上の場合は「耐火建築物」にチェックが入っていれば「 課題あり」にチェックは不要です。

5 給食提供等(現状の提供方法を選択してください) 課題あり

3歳未満児	職員による調理 ・ 委託 ・ 外部搬入
-------	---------------------

※外部搬入で搬入元が認可保育所等以外(ケータリング業者等)の場合、「 課題あり」にチェックしてください。

6 定員及び必要面積について 課題あり

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
現定員	人	人	人	人	人	人	人
計商定員	人	人	人	/			人
保育室面積	m ²	m ²	m ²				m ²
保育室必要面積	m ²		m ²				m ²

※計商定員は保育面積や保育士の配置等を考慮した上で、認可後の年齢別計画人数を記入してください。

※保育室面積は、現況の保育室を内のみで計測した面積を記入してください。

※保育室の必要面積は計商定員数に0, 1歳児は3.3m²、2歳児は1.98m²を乗じて算出してください。

※保育室面積が必要面積より少ない場合は「 課題あり」にチェックを入れてください。

7 職員配置計画 課題あり

	保育従事者		調理員	嘱託医	計
	有資格者	その他			
現状職員数	人	人	人	人	人
計画職員数	人	人	人	人	人

※計画職員数の有資格者の欄には計商定員に対して必要となる保育士の人数を記入してください。なお、小規模保育事業移行のための現状の必要な保育士等の人数は下記となります。

※シフト表及び資格証の写しを添付してください。

		0歳児	1歳児	2歳児	左記に +1	保育士比率
配置基準	A型	3対1	6対1			100%
	B型					50%以上

(年齢区分別に小数点1桁(小数点2桁以下切り捨て)目までを算出し、その合計の端数(小数点1桁)を四捨五入。算出された値に+1)

※現状職員数が計画職員数より少ない場合は「 課題あり」にチェックを入れてください。

必要面積及び必要な保育士数の計算 例)

	0歳児	1歳児	2歳児
計商定員	3人	8人	8人

0, 1歳児必要面積算定 $11人 \times 3.3 m^2 = 33.3 m^2$

2歳児必要面積算定 $8人 \times 1.98 m^2 = 15.94 m^2$

保育士数 $3人 \div 3 = 1(0歳児)$ $16人 \div 6 = 2.6(1, 2歳児)$

合計: $1 + 2.6 = 3.6 \rightarrow$ 小数点1桁を四捨五入 $\rightarrow 4$

上記に+1 $4 + 1 = 5$

必要保育士数 5人

8 小規模保育事業への移行に係る課題、課題への対応、対応予定時期

※前項各項目「 課題あり」にチェックを入れた項目及びその他に課題がある場合に記載してください。

課題	課題への対応	対応予定時期
(1)設備構造等		
(2)非常災害に対する措置		
(3)給食提供等		
(4)近隣の施設状況について		
(5)定員及び必要面積について		
(6)職員配置計画		
(7)その他		

認可化移行計画変更届

(あて先) 千葉市長

(住所) _____

(法人名) _____

(代表者職氏名) _____ 印

(施設名) _____

以下のとおり、認可化移行計画の変更を届け出ます。

移行期日の変更	有・無	変更後の移行期日	年 月 日
施設種別の変更	有・無	変更後の施設種別	
変更後に満たすランク			※シフト表及び資格証の写しを添付すること。
変更の理由			

千葉県保育ルーム事業助成金分割払い請求書

年 月 日

(あて先) 千葉県長

住所
法人名
代表者
(施設名

印)

千葉県保育ルーム事業実施要綱第18条第2項の規定により、次のとおり請求します。

交付決定額	金	円
既交付額	金	円
今回請求額	金	円

※内訳は別紙のとおり

別紙

項目	年齢	助成対象数	助成単価	計
基本助成 (認可化移行型 を除く)	3歳 未満児	人	円	円
	3歳 以上児	人	円	円
	月途中入所児童分			円
	月途中退所児童分			円
基本助成 (認可化移行型)	0歳児	人	円	円
	1, 2歳 児	人	円	円
	3歳児	人	円	円
	4歳 以上児	人	円	円
	月途中入所児童分			円
	月途中退所児童分			円
項目		助成対象数	助成単価	計
第2子以降保育料軽減助成		人	円	円
求職中世帯保育料 軽減助成				円
項目	年齢	助成対象数	助成単価	計
地方単独保育施設 加算	3歳以上	人	円	円
	3歳未満 課税世帯	人	円	円
	3歳未満 非課税 世帯	人	円	円
月分誤請求につき、(戻入・追加請求)			円	円
月分誤請求につき、(戻入・追加請求)			円	円
合計				円

添付書類

- 1 千葉県保育ルーム事業助成金請求内訳書
- 2 就労証明書等
- 3 地方単独保育施設加算受領確認書